



2019年9月18日

各 位

会社名 株式会社 ティーケーピー
代表者名 代表取締役社長 河野 貴輝
(コード番号：3479 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員管理部長 高木 寛
(TEL. 03-5227-7321)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2019年9月18日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は、2005年の創業以来、不動産オーナーから遊休不動産や稼働率の低い不動産を借り受け、貸会議室や宴会場等にリニューアルする法人向け貸会議室ビジネスの先駆けとして、「オフィスのタイムシェアリング化」、「ホテル宴会場のビジネス再生」、「ハイブリッドな空間の再生」といったイノベーションを次々と生み出す「空間再生流通企業」を展開しています。

当社ビジネスの中核である貸会議室・宴会場運営サービスでは、利用者の用途にあわせて5つのグレードを設定し、日本全国各地のほかニューヨーク、ニュージャージー等を含め2,561室（2019年8月31日現在）展開しております。また、貸会議室・宴会場運営サービスから派生する多様なニーズに対応するため周辺サービスへの展開も積極的に進め、料飲・ケータリング、レンタル・オプション、宿泊、イベント制作・運営サポート等の様々な付帯サービスを提供し事業を拡大しています。

労働市場における需給の逼迫に伴う各企業の新卒採用活動の積極化・通年化、社員教育研修等のニーズの増大、企業の「働き方改革」への取り組みの活発化によるフレキシブルなオフィススペースの需要の増加などにより、当社貸会議室の需要は好調に推移しております。また、インバウンド旅行客や宿泊型研修の増加により、ビジネスホテルや宿泊研修ホテルの需要も大きく伸長しており、そうした需要に応じて当社は多様な形態の宿泊施設をオープンしております。

かかる状況のもと、当社は、成長戦略として中核事業とのシナジーを軸としたM&Aや事業提携に積極的に取り組んでおり、2019年5月31日付で日本リージャスホールディングス株式会社（以下「日本リージャス社」という。）の発行済株式の全てを取得いたしました。日本リージャス社は、レンタルオフィスブランド「Regus」等を展開するIWG plcの日本事業であり、全国約30都市・144拠点（2019年8月31日現在）のレンタルオフィス、コワーキングスペース等を展開しています。当該買収により、当社は、従来の時間貸しだけでなく、短期～中期貸しのフレキシブルオフィス市場への本格的な進出が可能になると考えております。当社と日本リージャス社との間で共同での物件開発、商品販売、拠点運営等を行い、また、両社の既存顧客の相互送客により集客力を強化し、当社の付帯サービスのクロスセルにより顧客満足度の向上を目指してまいります。

また、当社は2019年8月9日にIWG plcの台湾事業である計13社の持分全てを取得することを決定いた

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

しました。海外市場においてもフレキシブルオフィス市場に進出し、貸会議室とレンタルオフィス、コワーキングスペースや宿泊施設等を組み合わせることで事業の拡大を図っていきます。

今回の新株式発行による調達資金は、日本リージャス社の買収に伴い当社が設立した株式会社TKPSPV-9号（以下「TKPSPV-9号」という。）が発行したA種優先株式の取得資金としてTKPSPV-9号に融資するとともに、当該買収に係る当社の短期借入金の一部の返済に充当する予定であります。本資金調達によって、財務安定性を高めることにより、将来の更なる成長を目指すことが可能となる財務基盤を維持し、長期的な企業価値の向上へと繋げてまいります。

なお、新株式発行と同時に実施する当社株式の売出しは、当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上に資するものと考えております。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | | |
|-----|------------------|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,282,700株 |
| (2) | 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2019年9月30日（月）から2019年10月3日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) | 募 集 方 法 | 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。
公募による新株式発行の募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (5) | 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引 |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

受人の手取金とする。

- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 2019年10月7日(月)から2019年10月10日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 500,000株
- (2) 売 出 人 河野 貴輝
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 2019年10月8日(火)から2019年10月11日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 717,300株

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- | | | |
|-------|---|--|
| 種類及び数 | | なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況等により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) | 売 出 人 | 野村證券株式会社 |
| (3) | 売 出 価 格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) | 売 出 方 法 | 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から717,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) | 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) | 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (8) | 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。 | |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- | | | |
|------|--|---|
| (1) | 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 717,300株 |
| (2) | 払 込 金 額 の 決 定 方 法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) | 割 当 先 | 野村證券株式会社 |
| (5) | 申 込 期 間
(申 込 期 日) | 2019年11月5日(火) |
| (6) | 払 込 期 日 | 2019年11月6日(水) |
| (7) | 申 込 株 数 単 位 | 100株 |
| (8) | 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (9) | 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。 | |
| (10) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から717,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、717,300株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は2019年9月18日（水）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式717,300株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2019年11月6日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の申込期間の終了する日の翌日から2019年10月30日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	33,202,400株	（2019年8月31日現在）
一般募集による増加株式数	4,282,700株	
一般募集後の発行済株式総数	37,485,100株	
本件第三者割当増資による増加株式数	717,300株	（注）
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	38,202,400株	（注）

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限24,311百万円については、13,000百万円を2019年11月末までに当社子会社の株式会社TKPSPV-9号(以下「TKPSPV-9号」という。)に融資し、残額を2019年12月末までに短期借入金の返済に充当する予定であります。

なお、TKPSPV-9号は、当社からの融資資金13,000百万円全額を、A種優先株式全株式の自己株式取得資金に充当する予定であります。

当社は、2019年5月31日付で、レンタルオフィス、バーチャルオフィス、コワーキングスペース等の管理・運営を行う日本リージャスホールディングス株式会社の発行済株式の全てを、TKPSPV-9号を通じて取得し、子会社化いたしました(以下「本件買収」という。)。本件買収に必要な資金を調達するため、TKPSPV-9号は株式会社みずほ銀行に対してA種優先株式13,000百万円を発行し、また、当社は株式会社みずほ銀行から短期借入金27,000百万円を借り入れ、TKPSPV-9号に融資しております。

今回の資金調達により、TKPSPV-9号が本件買収に伴い発行したA種優先株式を株式会社みずほ銀行から取得及び消却するとともに、当社が株式会社みずほ銀行から借り入れた短期借入金の一部を返済いたします。なお、TKPSPV-9号によるA種優先株式の自己株式取得に必要な金額は、払込金額13,000百万円に加え、経過優先配当金相当額となります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記3.(1)に記載の使途に充当することにより、今後機動的な資金調達が可能となり、更なる業容の拡大と継続的な企業価値の向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、現時点では先行投資段階にあり、事業展開のスピードを高め、規模の拡大に必要な資金を確保する観点から、当面は利益配当を実施せず、内部留保に努め、事業拡大に必要な資金を投下していく方針であります。この方針のもと、当社は創業以来利益配当を実施いたしておりません。しかしながら、当社は株主への利益還元については重要な経営課題であると認識しており、経営成績及び財政状態を総合的に勘案し、利益配当を検討していく所存でございます。

(2) 配当決定にあたっての考え方

剰余金の配当を行う場合は、中間配当と期末配当の年2回行うこととしております。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期
1株当たり連結当期純利益金額	45.22円	63.95円	58.06円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績連結配当性向	—	—	—
自己資本連結当期純利益率	36.0%	31.8%	19.6%
連結純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 2017年9月1日付で普通株式1株につき7株の株式分割を行っておりますが、2017年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり連結当期純利益金額を算定しております。
2. 1株当たり年間配当額、実績連結配当性向及び連結純資産配当率については、当社は配当を実施していないため、記載しておりません。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、一般募集及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（38,202,400株）に対する下記の新株発行予定残数の比率は2.10%となります。

ストックオプション付与の状況（2019年8月31日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2016年12月13日 取締役会決議	753,200株	866円	433円	2018年12月14日から 2026年12月13日まで
2017年7月3日 取締役会決議	50,715株	2,500円	1,250円	2019年7月18日から 2027年7月3日まで

- (注) 2017年9月1日付で当社普通株式1株につき7株の株式分割を行っております。上表の「交付株式残数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「資本組入額」は、当該株式分割に伴う調整後の内容となっております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	調達した資金の額	調達後資本金	調達後資本準備金
2017年3月26日	一般募集による自己株式の処分 1,728百万円	287百万円	242百万円
2017年4月25日	第三者割当による自己株式の処分 425百万円	287百万円	242百万円

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2017年2月期	2018年2月期	2019年2月期	2020年2月期
始 値	—	10,560円 ※2,515円	3,940円	3,800円
高 値	—	18,900円 ※4,570円	5,440円	5,920円
安 値	—	9,490円 ※2,056円	3,000円	3,130円
終 値	—	17,550円 ※3,940円	3,710円	4,880円
株価収益率	—	61.61倍	63.90倍	—

- (注) 1. 当社は2017年3月27日付をもって東京証券取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 2018年2月期の株価の※印は、株式分割（2017年9月1日付で株式1株を7株に分割）による権利落後の株価を示しております。
3. 2020年2月期の株価については、2019年9月17日(火)現在で表示しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。なお、2020年2月期に関しては期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である河野貴輝並びに当社株主である株式会社リバーフィールド及び株式会社井門コーポレーションは野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。